

2014年(平成26年)10月9日

木曜日

## 試用期間満了時の本採用拒否

Q 試用期間中の従業員ですが勤務態度がよくありません。試用期間満了時に本採用を拒否することはできますか。あるいは試用期間を延長することはできますか。

い」と記載されている。決定後における調査の結果により、または試用期間中の労務大怠慢として雇用した労働者

A 従業員について 雇いの場合と比較して広い範囲で認められます。しかし、フリーハンドで認められているわけではありません。判断的観的に相当であると認められる場合として、従業員について一定の期間を試用として雇用することがあります。従業員について一定の期間を試用として雇用することがある場合において、その者を引き続き企業に雇用していくのが適当でないことが、客観的に相当であると認められる場合として、従業員について一定の期間を試用として雇用することがあります。

客観的な事由が必要

そのため企業は原則として当初の試用期間が満了した時点で本採用とするのか、拒否するのかを決めなければならず、本採用を拒否する客観的事由がない場合は、たとえ本意でなくとも原則として本採用をせざるを得ないことになります。

試用期間の延長については、従業員の地位を不安定にすることから、就業規則などで延長の可能性やその事由、期間などが明確に定められていない限り認めるべきでないと考

えられています。

(弁護士 松田健太郎)